

川崎市特別支援教育問題研究協議会要綱

(設置)

第1条 本市の特別支援教育に関し、当面する諸問題について研究協議するため、川崎市特別支援教育問題研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 特別支援教育の振興に係る基本計画に関すること。
- (2) 特別支援教育に係る施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 特別支援教育の指導に関すること。
- (4) その他特別支援教育の振興に関し必要な事項。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 公立学校の校長及び教員
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会議の議長となり、会議を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 会長、副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

(専門部会)

第7条 協議会に、専門の事項を調査研究するため、専門部会（以下「部会」という。）をおくことができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に部会長を置き、部会に所属する委員の互選により選出する。

4 部会の議事運営については、前条の規定を準用する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、教育委員会学校教育部指導課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月13日から施行する。
- 2 委員会の最初の会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。